



2016-2017

ライオンズ必携

第 56 版

主な改訂個所一覧表

2016年9月30日

330 331 332 333 334 335 336 337 複合地区

2015-2016 会則委員長連絡会議

1. 国際協会会則及び付則の改正（第99回国際大会 2016年6月福岡）

- 会則第9条，付則第3条3項，第4条1項

改正（56版）	旧（55版）
<p>ライオンズ必携第56版</p> <p>（第9条緊急援助資金の全文を削除し，第10条改正を第9条に繰り上げる。）</p>	<p>ライオンズ必携第55版 P.41-42</p> <p>国際会則第9条 緊急援助資金</p> <p>第1項 基金設定。協会は，緊急積立基金と呼ばれる特別基金を設ける。同基金は，協会の他のすべての基金とは別に保管され管理される。</p> <p>第2項 基金の基本金。各会員から集める年間国際会費は同基金に割当てられず，その基金の一部とはならない。但し，この基金の資産価格から生ずる収益は，毎年同基金の元金に加えられる。</p> <p>第3項 基金の管理。同基金は，次の方法で管理される。</p> <p>(a) この基金の資産は，財務及び本部運営委員会が考案し，国際理事会が承認した投資方針に従って投資及び再投資されなければならない。当該投資方針の目的は，協会にとってしかるべき慎重な判断がなされ，かつ許容リスクの範囲内で，緊急積立基金の投資収益の極大化を図ることにある。</p> <p>(b) 1 会計年度中の同基金からの支出は，その会計年度第1日目における同基金総資産価格(元金及び未配当分収入)の2分の1を超えてはならない。</p> <p>(c) 同基金(元金及び(又は)収益)からの支出は，国際理事会全構成員の3分の2の投票で具体的な用途が承認された場合にのみ行われる。また，その会計年度の協会収入では賄いきれない費用で，協会運営に必要な最低限の費用であり，指定された16項目又はその他の協会主要奉仕事業，ライオン誌の出版，あるいは理事会々議又は国際大会の開催に関係ない費用に充てられる場合に限り，支出される。</p> <p>(d) 積立基金(元金及び(又は)収益)からの支出が承認され，その結果基金の残高が前年の協会支出合計の60%を下回った場合には，承認された支払があった日から3年以内に基金の残高が前年の協会支出合計の60%以上になるよう，国際理事会は必要な措置をとる。基金は，前年度経費合計の70%に限られ，剰余資金は一般資金に移される。</p>

改正 (56 版)	旧 (55 版)
<p>ライオンズ必携第 56 版 P.57</p> <p>国際付則第 3 条 国際役員の仕事</p> <p>第 1 項 会長。会長は、本協会のすべての大会及びすべての国際理事会々議で議長を務める。協会の業務及び活動を監督し、その役職に通常関連するその他の仕事を遂行する。</p> <p>第 2 項 副会長。何かの理由で会長が仕事を遂行できない場合、次席の副会長は会長の職務を果たし、会長と同等の権限を持つ。</p> <p>第 3 項 運営役員。<u>国際理事会が指定した運営</u>役員の仕事は、国際理事会の決議でそれぞれの役員に割当てられた業務である。</p> <p>運営役員は、スコット・ドラムヘラー事務総長兼幹事、ケビン・チェレブ/グローバル開発チーフ、ケイティ・リゾー会計の 3 名。〔太平洋アジア課日本語サイト 2016 年 6 月 14 日現在〕</p>	<p>ライオンズ必携第 55 版 P.59</p> <p>国際付則第 3 条 国際役員の仕事</p> <p>第 1 項 会長。会長は、本協会のすべての大会及びすべての国際理事会々議で議長を務める。協会の業務及び活動を監督し、その役職に通常関連するその他の仕事を遂行する。</p> <p>第 2 項 副会長。何かの理由で会長が仕事を遂行できない場合、次席の副会長は会長の職務を果たし、会長と同等の権限を持つ。</p> <p>第 3 項 運営役員。<u>上席事務総長及び/又は事務総長、会計、幹事、並びに国際理事会が指定したその他役員</u>の仕事は、国際理事会の決議でそれぞれの役員に割当てられた業務である。</p> <p>(下線部分を左記のとおり差し替える。)</p>
<p>国際付則第 4 条 国際理事会の委員会</p> <p>第 1 項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、三人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には七人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。</p> <p>(a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) <u>マーケティング・コミュニケーション</u> (j) 奉仕事業 (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会</p>	<p>国際付則第 4 条 国際理事会の委員会</p> <p>第 1 項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、三人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には七人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。</p> <p>(a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) <u>PR</u> (j) 奉仕事業 (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会</p> <p>(PR 委員会をマーケティング・コミュニケーション委員会に名称を変更する。)</p>

2. ライオンズクラブ会則および付則標準版の改正(2016年3月サバンナ国際理事会)

編集註：ライオンズ必携第56版には国際本部翻訳の日本語版を掲載し、会則委員長連絡会議が編集している。

● 会則第8条1項、付則第1条1項、第4条1項

改正 (56版)	旧 (55版)
<p>ライオンズ必携第56版P.99</p> <p>クラブ会則 第8条理事会 1項 構成員。理事会の構成員は会長、前会長、副会長、幹事、会計、ライオン・テーマー（任意）、テール・ツイスター（任意）、会員委員長、クラブLCIFコーディネーター、指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事である。</p> <p>（「クラブLCIFコーディネーター」を新規挿入する。）</p>	<p>ライオンズ必携第55版P.102</p> <p>クラブ会則 第8条理事会 1項 構成員 理事会の構成員は会長、前会長、副会長（複数）、幹事、会計、ライオン・テーマー（設置は任意）、テール・ツイスター（設置は任意）、会員委員長、支部長（任命された場合）およびすべての選出されたその他の理事とする。</p>
<p>ライオンズ必携第56版P.112</p> <p>クラブ付則 第1条会員 1項 (e) 終身会員（略）次の手続きによって本クラブの終身会員となることできる。 国際協会に対する本クラブの推薦 (1) 今後の国際会費全額の代わりに650ドルまたは (2) その相当額を本クラブから納入、及び クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことできる。（以下略） （終身会員申請書が改訂され、国際理事会の承認条件が削除された。）</p>	<p>ライオンズ必携第55版P.114</p> <p>クラブ付則 第1条会員 1項 (e) 終身会員（略）次の手続きによって本クラブの終身会員となることできる。 国際協会に対する本クラブの推薦 (1) 今後の国際会費全額の代わりに650ドルまたは (2) その相当額を本クラブから納入 <u>(3) 国際理事会の承認。</u> （以下略）</p>
<p>ライオンズ必携第56版P.123</p> <p>クラブ付則 第4条委員会 第1項常設委員会。（略） (a) 運営委員会： 会則及び付則 財務 情報テクノロジー ライオンズ情報 会員 プログラム PR及びコミュニケーション 接待 ライオンズクラブ国際財団 指導力育成</p> <p>（運営委員会に LCIF を新規挿入する。）</p>	<p>ライオンズ必携第55版P.125</p> <p>クラブ付則 第4条委員会 1項常設委員会（略） (a) 運営委員会 会則および付則 財務 IT（情報テクノロジー） ライオンズ情報 会員 計画 PRおよびコミュニケーション 接待 指導力育成</p>

3. 複合地区会則の改正（2016年5月，6月第62回各複合地区年次大会）

編集註：331,332,333,335,336の5つの複合地区年次大会で会則改正。一般社団法人日本ライオンズ設立については，8つの全複合地区で承認されて2016年7月1日に法人化されている。ライオンズ必携第56版には，会則が改正されていない3つの複合地区（330,334,337）の条文と改正された5つの複合地区の条文の両方を掲載している。

●第9条

改正（56版）	旧（55版）
<p>ライオンズ必携第56版 P.145</p> <p>◎第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、<u>一般社団法人日本ライオンズが行う。発行の費用は、国際本部からの補助金で賄うものとし、不足分を一般社団法人日本ライオンズの会費で補てんする。</u> (◎331,332,333,335,336 複合地区)</p>	<p>ライオンズ必携第55版 P.145</p> <p>第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>4. ライオン誌日本語版の発行業務を行うためにライオン誌日本語版事務所を東京に設置し、ライオン誌日本語版委員会がその運営に当たる。同事務所の運営は、<u>全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</u></p>
<p>ライオンズ必携第56版 P.146</p> <p>◎第10条 <u>一般社団法人日本ライオンズ</u></p> <p>1. 複合地区は，各複合地区共通の問題に対応し，日本のライオンズクラブの発展のため<u>一般社団法人日本ライオンズ</u>を東京に設置する。</p> <p>2. <u>一般社団法人日本ライオンズ</u>の運営は，全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</p> <p>3. <u>一般社団法人日本ライオンズ</u>の会計については，各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し，各複合地区大会に報告されなければならない。 (◎331,332,333,335,336 複合地区)</p>	<p>ライオンズ必携第55版 P.146</p> <p>第10条 日本ライオンズ連絡事務所</p> <p>1. 複合地区は，各複合地区共通の問題に対応し，日本のライオンズクラブの発展のため日本ライオンズ連絡事務所を東京に設置し，複合地区ガバナー協議会議長で構成される議長連絡会議が運営に当たる。</p> <p>2. 同事務所の運営は，全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</p> <p>3. 日本ライオンズ連絡事務所の会計については，各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し，各複合地区大会に報告されなければならない。 会計監査委員は，ライオン誌日本語版と日本ライオンズ連絡事務所の両方を兼任することができる。</p>

改正 (56 版)				旧 (55 版)					
ライオンズ必携第 56 版 P.166				ライオンズ必携第 55 版 P.165					
◎別表 2				◎別表 2					
複合 地区	会費	会員 1 名当たり 1 ヶ月		複合 地区	会費	会員 1 名当たり 1 ヶ月			
		複 合 地区費	複合 地区 大会費		計		複 合 地区費	複合 地区 大会費	計
	330	180 円	50 円	230 円		330	180 円	50 円	230 円
	331	210 円	10 円	220 円		331	210 円	10 円	220 円
	332	150 円	30 円	180 円		332	150 円	30 円	180 円
	333	<u>160 円</u>	70 円	<u>230 円</u>		333	140 円	70 円	210 円
	334	160 円	50 円	210 円		334	160 円	50 円	210 円
	335	130 円	50 円	180 円		335	130 円	50 円	180 円
	336	<u>120 円</u>	80 円	<u>200 円</u>		336	150 円	80 円	230 円
	337	<u>210 円</u>	50 円	<u>260 円</u>		337	160 円	50 円	210 円
1. 上記会費は 6 ヶ月前納を原則とする。 2. 複合地区費および (あるいは) 地区費と一 <u>緒に徴収される計 80 円が、一般社団法人日本</u> <u>ライオンズの会費に充当される。</u> (◎331,332,333,335,336 複合地区)				1. 上記会費は 6 ヶ月前納を原則とする。 2. 複合地区費および (あるいは) 地区費の中 から計 30 円が日本ライオンズ連絡事務所に 充当される。					

4. 【参考指針】国際理事候補者推薦について (ライオンズ必携第 56 版 P.172 初出)

国際理事候補者推薦について

日本から輩出する国際理事は、ライオンズにて数々の経験、資格、知識を持ち、国際理事会に於いて日本を代表して、堂々と活動できるグッドスタンディングライオンのメンバーである事がもとめられるのではないかと思います。

そこで、我国での国際理事候補者推薦に当たり、各複合地区は、推薦手続規則によりローテーションにて、選出している中で、より日本を代表するに相応しい国際理事を輩出する為に

1. 日本ライオンズの国際理事候補者は、複合地区はローテーションとする。複合地区内での選出は、従来より準地区はローテーションを原則としている。但し選出当番地区に適任者不在他の場合、次の当番地区から選出するが、ローテーションでない選出方法としては、各準地区に国際理事推薦委員を設け、複合地区国際理事候補者推薦委員会を開催し、複合地区を代表する国際理事候補者を一名推薦する選出方法もあります。
2. 「健康状態・ライオンズ経験・知識・人格等に問題なく英会話・パソコン等にも多少精通しているメンバーが相応しい」と考えます。
3. 国際理事候補者推薦に当たり、国際理事は年間数回に亙る長時間の海外会議出席等、数々の

ハードな業務を求められる現状を考えて、自己管理を徹底できる方が望ましいと考えます。

5. 参考資料

P.217 公認プロトコール 役職の順位

(2015年10月ハンガリーのブタペスト国際理事会で、役職の順位が全面的に改正された。)

A. 役職の順位

ライオンズの順位は、次の通りとする。

1. 国際会長
2. 前国際会長/LCIF 理事長
3. 国際副会長 (地位の順)
4. 元国際会長 (b)
5. 国際理事
(理事会アポインティ) * (a)
6. LCIF 理事会
7. 元国際理事 (c)
8. GLT/GMT 国際コーディネーター, 国際家族及び女性コーディネーター (FWC) (a)
9. GLT/GMT 会則地域リーダー (a)
10. LCIF エリア及びリジョナルコーディネーター, FWC/GLT/GMT エリアリーダー及び
特別エリア・アドバイザー/日本担当会則地域副リーダー(a)
11. 複合地区協議会議長 (a)
12. 地区ガバナー
13. 国際運営役員/会則地域幹部スタッフ
14. 前協議会議長
15. 元協議会議長 (a)
16. 複合地区 FWC/GLT/GMT/LCIF コーディネーター
17. 前地区ガバナー (a)
18. 副地区ガバナー (地位の順)
19. 複合地区の各委員会委員長 (a)
20. 元地区ガバナー (a)
21. 複合地区協議会幹事 (ボランティア) (a)
22. 複合地区協議会会計 (ボランティア) (a)
23. 地区幹事 (a)
24. 地区会計 (a)
25. 地区 FWC/GLT/GMT/LCIF コーディネーター (a)
26. リジョン・チェアパーソン (a)
27. ゾーン・チェアパーソン (a)
28. 地区の各委員会委員長 (a)
29. クラブ会長 (a)
30. 前クラブ会長 (a)
31. 元クラブ会長 (a)
32. クラブ幹事 (a)
33. クラブ会計 (a)
34. 複合地区幹事 (職員) (a)
35. 複合地区会計 (職員) (a)
36. 地区運営幹事 (職員) (a)